

球磨村マスコットキャラクター球磨太郎 キャラクター利用のガイドライン

(趣旨)

- 1 このガイドラインは、村が管理する「球磨村マスコットキャラクター球磨太郎」(以下「球磨太郎」という。)を、個人及び企業が利用するために必要な事項を定める。

(目的)

- 2 球磨太郎の利用は、球磨村の観光振興、産業振興、村民の福祉の向上、村内の経済活動の活性化及び球磨村の知名度向上を図ることを目的とする。

(利用の対象者)

- 3 球磨太郎は個人及び法人共に第2項の目的にあてはまる者は無償で使用できる。但し、利用条件により利用許可申請を行う必要がある。

(利用申請)

- 4 球磨太郎の利用を希望する者は、必要に応じて様式第1号または様式第2号にて申請を行うこと。但し、申請内容によっては不許可となる場合がある。

なお、球磨村が主導して行う利用に関してはこの限りでない。また、下記条件以外での利用はその都度村との協議が必要である。

利用者	申請内容	利用申請の要否
個人及び 非営利目的の団体	1. 非営利目的で行う活動にイラスト等を使用する場合。	不要
	2. 球磨太郎が出動するイベントで撮影した写真を個人のSNSやwebサイト等で使用する場合。	不要
	3. 球磨太郎をモチーフにした作品を制作する場合。(無償での大量配布及び有償で販売する場合を除く)	不要
	4. 球磨太郎をモチーフにした作品を制作し、配布又は販売する場合。(フリーマーケット等も含む)	要
法人	5. 球磨太郎を販売中の商品のパッケージに使用する場合。(個人事業主も含む)	要
	6. 書籍等の印刷物及びwebメディア等で球磨太郎のイラスト等を使用する場合。(村から依頼した場合を除く)	要
	7. 球磨太郎をモチーフにしたグッズ及び商品を制作・販売する場合。	要
全て	8. 球磨太郎が出動するイベントの告知及び報告にイラスト等を使用する場合。	不要
	9. 上記にあてはまらない利用	村と協議のこと

(禁止事項)

5 球磨太郎はキャラクター利用の目的に適合していれば誰でも利用できるものとする。但し、以下の場合は利用を認めない。

(イ) 公序良俗に反するもの

(ロ) 球磨村や他者の品位を貶めるような利用

(ハ) キャラクターのイメージを著しく損なう利用

(ニ) 球磨村外の業者のみが利益を得るような利用、及び他者の権利を侵害するまたは侵害の恐れがある利用

(ホ) 球磨村、球磨太郎、球磨村の特産品、及び球磨村内の企業の宣伝にならない利用

(申請方法)

6 申請は、球磨村マスコットキャラクター球磨太郎利用申請書（様式第1号又は2号）を記入押印のうえ、郵送又は持参により球磨村企画振興課に提出すること。

(許可の方法)

7 球磨村企画振興課は、申請書の内容が適正と認められる場合、球磨村マスコットキャラクター球磨太郎利用許可書（様式第3号）を申込者に交付する。

8 (問い合わせ)

球磨村役場企画振興課

(住所) 〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

(電話) 0966-32-1114

(E-mail) kankou@kuma.kumamoto.jp

9 (附則)

本ガイドラインは平成30年8月6日より発効する。